

不正競争防止法による商品形態模倣防止の 国際比較

会員・平成29年度不正競争防止法委員会 委員長 鷲 健志

要 約

不正競争防止法による商品形態模倣防止をテーマとして、韓国・ドイツ・スイスの不正競争防止法、イタリアの民法の不正競争防止規定、アメリカの連邦商標法のトレードドレス保護規定、及び、イギリスのコモンロー上のパッシングオフについて、各国専門家から報告書を寄稿いただいた。主要国法制度の国際比較、日本の不正競争防止法の特徴や課題を理解する一助になれば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 各国専門家に要望した事項
3. 特集した各国専門家の報告書
4. おわりに

調査結果は委嘱事項4の報告書及び添付資料として、また、諸外国法制度との比較法的考察は諮問事項2の答申書及び添付資料として、日本弁理士会電子フォーラムの「委員会データベース」→「2017」年度→「実務系委員会」→「2017不正競争防止法委員会」に掲載されているので、関心ある方は閲覧いただきたい。

今般、韓国・ドイツ・スイス・イタリア・アメリカ・イギリスの6カ国の専門家が作成した報告書を本誌に寄稿する機会を得たので、不正競争防止法特集として、今月号から複数回に亘って掲載する。

1. はじめに

日本の不正競争防止法においては、商品形態の模倣防止に適用できる規定として、2条1項1号、2号及び3号が挙げられる。しかし、2号（著名な商品等表示の冒用）は、商品形態を著名な商品等表示として認めた裁判例が殆ど無く、3号（他人の商品形態を模倣した商品の提供）は、商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年経過後には適用が除外される（19条1項5号イ）。商品が日本国内で最初に販売された日から3年経過後に適用できる規定は、事実上、1号（周知な商品等表示の混同惹起）のみである。

平成29年度不正競争防止法委員会は、第2小委員会にて、2条1項1号による商品形態模倣防止について、近年の裁判例（平成29年5月31日まで）を調査し、適用要件及び保護の実情を検討した。そして、主要国の不正競争防止法及び類似法制度と比較するため、韓国・ドイツ・スイスの不正競争防止法、イタリアの民法の不正競争防止規定、アメリカの連邦商標法（ランハム法）のトレードドレス保護規定、並びに、イギリスのコモンロー上のパッシングオフについて、商品形態の模倣防止に適用できる規定若しくは制度及びその裁判例に関する報告書の作成を各国の専門家に依頼し、これを入手して比較検討した。日本の裁判例の

2. 各国専門家に要望した事項

各国専門家に報告書の作成を依頼するにあたっては、以下の事項についての回答や説明を報告書に含めることを要望した。報告書の記載形式は各国専門家の自由に委ねている。

- A. 自国の不正競争防止法において商品形態の模倣防止に適用できる条文の内容、背景／経緯
- B. 商品形態模倣防止に適用できる条文の要件、判断基準、立証方法

- ① 「自他商品識別力」が要件となる場合は、その判断基準、立証方法
- ② 「混同のおそれ」が要件となる場合は、その判断基準、立証方法
 - a. 「混同」は、「購入時の混同」のみに限られるか？ それとも、「購入前の混同」（商品などの購入時には混同が生じていないが、購入前に混同が生じている場合）、「購入後の混同」（商品購入時には混同がないが、購入後に商標権者の名

声を傷つけたり、潜在的な需要者を混同させる場合)、及び/又は、「逆混同」(先発使用者の商品が、後発使用者の商品であると混同される場合)も含まれるか?

b. 模倣品が、真正品と比べて異なる商標、異なる色彩、非常に安い価格などを有する場合には、「混同のおそれ」がないと判断され易いか?

③ 「機能的でない」が要件とされる場合は、その判断基準、立証方法

a. 対象商品が、特許権を取得した、意匠登録を取得した、及び/又は、技術的又は機能的な面を広告した場合には、その商品は「機能的である」と判断され易いか?

C. 自国の不正競争防止法は、不正競争を定義する一般条項を有しているか?

一般条項を有している場合は、

① 一般条項を導入した背景/経緯、適用要件、判断基準、及び、立証方法

② 一般条項は、商品の形態又は外観の模倣防止に適用できるか?

③ 自国の不正競争防止法が一般条項を有していることの長所及び短所

D. 自国の不正競争防止法による救済手段の内容(差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権など)、権利者の立証責任を軽減する規定

E. 商品形態の模倣防止に関する先導的又は重要な裁判例の紹介

3. 特集した各国専門家の報告書

特集に掲載される各国専門家の報告書は、以下のとおりである。

(1) 韓国

題名:「商品の形態および外観の模倣防止に適用可能な韓国の不正競争防止法」

著者:韓国弁護士 金元 :金・張法律事務所

著者:韓国弁護士 徐蓮珠 :金・張法律事務所

(2) ドイツ

題名:「ドイツ不正競争防止法及びその模倣品からの保護」

著者:ドイツ弁護士 Anja Barabas :Taxhet IP (パートナー)

(3) スイス

題名:「不正競争防止法における商品の形態及び外観の模倣防止について」

著者:スイス弁護士 Markus R. Frick :Walder Wyss Ltd. (パートナー)

著者:スイス弁護士 Manuel Bigler :Walder Wyss Ltd.

(4) イタリア

題名:「イタリアにおける民法の不正競争防止条項による商品の形態及び外観の模倣防止について」

著者:イタリア弁護士 Luigi Mansani :Hogan Lovells Studio Legale (パートナー)

著者:イタリア弁護士 Federico Fusco :Hogan Lovells Studio Legale (シニア・アソシエイト)

(5) アメリカ

題名:「商品の形態及び外観の模倣防止に適用できるアメリカのランナム法及びコモンローに基づくトレードドレス」

著者:米国弁護士 荒木源徳 :モリソン・フォースター LLP (パートナー)

著者:米国弁護士 ジェニファー・テイラー :モリソン・フォースター LLP (パートナー)

(6) イギリス

題名:「英国の詐称通用法による商品の形態及び外観の保護について」

著者:イギリス弁護士 Neville Cordell :Allen & Overy LLP (パートナー)

著者:イギリス弁護士 Alex Woolgar

4. おわりに

不正競争防止法による商品形態模倣防止をテーマとして、主要国の不正競争防止法及び類似の法制度をまとめて紹介することにより、国際的に比較する機会を提供し、また日本の不正競争防止法の特徴や課題について理解を深める一助となれば幸いである。

以上

(原稿受領 2018. 10. 18)